令和５年　第４回　新富町農業委員会会議録

（令和５年４月２７日）

新　富　町　農　業　委　員　会

令和５年　第４回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和５年４月２７日（木）
召集の場所	新 富 町 役 場
開閉会日時 及び宣言	開会　令和５年　４月２７日　午後　２時３０分　　議長 閉会　令和５年　４月２７日　午後　３時１０分　　議長

応召集委員及び出席並び欠席委員	議席番号	氏　　名	出欠	議席番号	氏　　名	出欠
	１番	平下　裕敏	○	９番	欠員	―
	２番	芳野　京子	○	10番	川野　國廣	○
	３番	山口　弘安	○	11番	中山　真一	○
	４番	藤井　貞敏	○	12番	長友　保	○
凡　例	５番	水筑　祐子	○	13番	猪俣　忠	○
○　出席	６番	太田　茂	○	14番	井崎　誠	○
×　欠席	７番	長友　万藏	○	15番	長友　嘉美	×
	８番	鬼塚　眞理子	○	16番	前田　章男	×

会議録署名委員	４番　藤井　貞敏委員　　５番　水筑　祐子委員

職務のため会議に出席した者の職氏名					
	局　長	宮本　信一	○		
	局長補佐	和田　憲幸	○		
	主幹兼係長	池田　美季	○		
	係長	中谷　静江	○		

会議に付した事件	別紙のとおり
議　事　日　程	別紙のとおり
会　議　の　経　過	別紙のとおり
議　　案　　写	省　　略
傍聴人	

付議した案件

(1)　農地法第３条の規定による許可申請承認について

(2)　農地法第５条の規定による許可申請承認について

(3)　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

(4)　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

(5)　農地法の適用を受けない土地の証明について

会議の日程

日程第１

会議録署名委員の指名について

日程第２

会期の決定について

日程第３

議案第 17 号　農地法第３条の規定による許可申請承認について

議案第 18 号　農地法第５条の規定による許可申請承認について

議案第 19 号　農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第 20 号　農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 講の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第 21 号　農地法の適用を受けない土地の証明について

議長　　ただ今から、令和５年第４回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員８名、農地利用最適化推進委員５名であります。定足数に達しております。

議長　　３月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長　　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。
　会議録署名委員に４番　藤井　貞敏委員、５番　水筑　祐子委員を指名いたします。

議長　　日程第２、会期の決定の件を議題といたします。
　おはかりいたします。本定例会の会期は本日１日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

（異議なし声あり）

議長　　異議がないようですので、本定例会の会期は、本日１日間といたします。

議長　　それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第３、議案第１７号 「農地法第３条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長　　それでは、その１について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その１についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■■他全５筆、田３筆で 2,152 ㎡、畑２筆で 2,090 ㎡、計 4,242 ㎡です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■万円です。次に、現地についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

鬼塚　　ないです。

議長　　次に、その２について事務局に説明を求めます。

事務局　　譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 250 ㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償譲与となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　それでは担当委員の補足説明はないですか。

太田　　ありません。

議長　　次に、その３について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その３についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 1,311 ㎡、所有権移転で経営規模拡大の無償贈与となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員は私になっておりますけれど、補足説明はありません。

議長　　次に、その４について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その４についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■他全２筆、田の 1,487 ㎡です。所有権移転で経営規模拡大の対価額■■■■円となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長　　担当委員の補足説明はないですか。

太田　　ありません。

議長　　ただいま議案第１７号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

猪俣　　その１については、10a 当たりが■■■■円で書いてありますけれど、対価額が■■万円で、面積が 4,242 ㎡あってですよ、この単価で良いでしょうか？

川野　　この案件は、あっせんで上がって来た案件です。相手方に色々、相談した結果、反当たり■■万以下では売れないと話したんですけれども、反当たり■■万円では、とてもじゃないけど買えないという状況を見て、中の田んぼについては飼料も作れない、米は何とか作れるらしいですけど、非常にぬかり田でトラクターも全然入らない。全体をまとめて■■万円なら買っても良いという話がでまして、受益者に話した結果、こうゆうことになりました。

議長　　ほかに質問はないですか。
　それででは質問もないようですので採決します。
　議案第１７号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第１７号については、申請どおり承認されました。

議長　　次に、議案第１８号 「農地法第５条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長　　それでは、その１について、事務局に説明を求めます。

事務局　　それではその１についてご説明申し上げます。現地調査資料の 1 ページになります。
　譲受人は■■■■さん、譲渡人は■■■■さんで、申請地は■■■■の■■■■■■■進んだ位置になります。
　申請地は■■■■■■■、登記地目が田の 328 ㎡で申請内容は一般個人住宅兼店舗で建築面積は 134.03 ㎡、申請理由は議案書記載のとおりです。都市計画区域の用途区域内にあることから第３種農地であ

り、土地代は■■■万円です。説明は以上です。

議長　　それでは現地調査の報告も兼ねて地元委員の太田　茂委員に報告をお願いします。

太田　　１について６番太田が説明したいと思います。
　場所は、■■■■から降りてきたところの信号をまっすぐ■■よりに降りたところの左側の土地になります。土地としては何も問題はないんですけれども、それが建った場合に、そこの隣接している田んぼに進入路がなくなってしまう。県に条件を付けて許可をしたいと言うことになりましたので了解を頂きたいと思います。以上です。

議長　　次に、その２について事務局に説明をお願いします。

事務局　　それでは、その２についてご説明申し上げます。現地調査資料の３ページになります。資料の３ページに修正がございます。貸渡人が■■■■さんと記載しておりますが、間違っておりました。■■さんになります。訂正をお願いします。申し訳ありません。
　借受人は■■■■■■■■さん、貸渡人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■で■■■■南の隣接地になります。登記地目が畑の 1,308 ㎡、申請内容は資材置場で、申請理由は議案書記載のとおりです。少集団の生産性の低い農地であり第２種農地と判断しております。借地代は年■万円で１０年間の賃借権の設定となっております。説明は以上です。

議長　　それでは現地調査の報告をお願いします。

１１番　　中山　真一　委員

中山　　11 番中山がその２についてご報告申し上げます。現地は、■■の■■■の真横になりますけど、私たちが見た結果、残土も置いてありますけど、公民館の横には高い土留めもしてありまして、排水もきちんとありまして、道も大きな道もありまして、周りにも何にも迷惑をかけないと思いました。

議長　　地元委員からはなにかありますか。

藤井　　ありません。

議長　　ただいま議案第１８号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長　　質問等はないですか。

議長　　それでは質問もないようですので採決します。
議案第１８号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第１８号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長　　つぎに、議案第１９号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長　　それでは、その１の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

２番　　芳野　京子　委員

芳野　　その１について２番芳野が説明します。
譲渡人が■■■■■■■■、■■■■さん、譲受人が■■■■■■■■、■■■■さん。申請地が■■■■■■■■、畑で 3,261 ㎡、公告年月日が令和５年５月２９日で対価額が■■■万円、経営規模拡大で 10a 当たり■■万円です。こちらは、猪俣委員との共同あっせんになります。以上です。

議長　　次に、その２の所有権移転について私の方から説明いたします。
譲受人、■■■■さん。譲渡人、■■■■さん。申請地は、■■■■■■■■他１筆、畑の 6,183 ㎡です。公告期間は令和５年５月１２日、対価額は■■■万円で 10 アールあたり■■■■円、経営規模拡大です。これは中山委員とのあっせんですが、備考欄に説明で書いてあるんですけれど、10a 当たり■■■■円となっておりますが、申請地は令和３年度の農地パトロールで荒廃地として確認しており

ます。令和４年４月１日から■■さんが使用貸借で畑に回復させて現在の土地となっています。利用できる面積は７割程度のため対価額は■■■万円となりました。なお、数字上は広い土地になっていますけど、２筆ありますが、これに段差がついております、さらにですね。ということで■■■万円となりました。これは、中山委員とのあっせんです。以上になります。

議長　　次に、その３の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

議長　　８番　　鬼塚　真理子

鬼塚　　８番鬼塚がその３について説明いたします。
　譲渡人、■■■■■■■■、■■■■さん。譲受人　■■■■■■■■、■■■■さん、所在地は■■■■■■■■、田 1,066 ㎡、公告日が令和５年５月１２日、■■万円です。経営規模拡大で 10a 当たり■■■■円です。これは川野委員とのあっせんです。

議長　　次に、その４の所有権移転について関係委員に説明を求めます。

議長　　６番　　太田　茂　委員

太田　　６番太田がその４について説明いたします。
　譲渡人、■■■■さん。譲受人、■■■■さん。所在地が■■■■■■■田で 715 ㎡。公告年月日は令和５年５月１８日で■■万円。反当たり■■■■円になります。以上です。

議長　　次に、その５の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

議長　　７番　　長友　万蔵　委員

長友万　　７番長友がその５について説明します。
　譲渡人が■■■■■■■■、■■■■さん。譲受人が■■■■■■■■、■■■■さん。所在が■■■■■■■■、■■■■■■■■の２筆です。トータルの面積が 1,989 ㎡、経営規模拡大ということで、引渡時期が令和５年５月２５日、合計の■■万円で、反当たり■■■■円。これは前田委員とのあっせんです。

太田　　すいません、４番は長友委員とのあっせんです。

議長　　次に、その６から１１まで所有権移転について一括して、関係委員に説明を求めます。

議長　　２番　　芳野　京子

事務局　　２番芳野がその２について説明いたします。
　こちらは、鳥インフルエンザの埋却地というこうとで譲渡人が６名いますのでまとめて説明したいと思います。譲受人が■■■■■■■■■■■■■。申請地が■■■■■■■■■、畑で 463 ㎡。こちらの方では譲受人が同じになっておりますが、それから８ページの■■■■■■■■、畑の 684 ㎡、所有者が■■■■の■■■■さんになっております。合計が８筆で面積が 6,815 ㎡になります。譲渡人の内訳ですが、■■の■■■■さんが 463 ㎡、譲渡人の■■■■さんが 987 ㎡、山之坊の■■■■さんが２筆で 2,985 ㎡、■■■の■■■■さんが 491 ㎡、■■の■■■■さんが２筆で 1205 ㎡、■■の■■■■さんが 684 ㎡の合計の 6,815 ㎡となります。場所は■■■■がある■■■■の北側にまとまってあります。公告年月日が令和５年の５月３０日。対価額が合計の■■■■円になります。経営規模拡大で、10a 当たり■■万円です。補足ですが、土地は特例ということで、４月１４日に役場の防災会議室で売りたい方４名と買い手の■■■■さん、担当委員の芳野と猪俣、産業振興課の職員と農業委員会の職員で、農地売却契約に伴うあっせんということで契約事務を行いました。６名中２名が都合で来られなかったんですけどその方たちには同意と一任するという確認を取って行いました。以上で、せつめいを終わります。

議長　　それでは続きまして、賃借権設定について事務局に一括して説明をしてもらいます。

議長　　説明に入る前に、ここでお諮りいたします。その 12 については関係する委員がおられますので、ここでその 12 だけ審議及び採決を行い、その後、その 12 以外の審議及び採決を行いたいと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

議長　　それでは、その関係する委員に退席して頂きます。

（■■■■委員　退席）

議長　　それでは、事務局に説明をお願いいたします

事務局　　それでは、その 12 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 1,491 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日、賃貸借設定の 10 アールあたり■■■■■■■■によるもので、経営規模拡大で日置田案件となっております。

議長　　それではその 12 について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

水筑　　この日置田案件というのは、その年の米の相場で変わりますので、金額は書いてないでしょう、まだ、取れていないので穫れてないのでお米が。今年穫れたコメの相場で変わりますけど、金額はそれからだと思います。

議長　　はい、ありがとうございます。

議長　　質問等はないですか。それでは質問等もないようですので採決します。
議案第１９号のその 12 について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第１９号のその 12 については承認されました。

議長　　関係委員に席に戻っていただきます。

（■■■■委員　着席）

議長　　では、事務局の説明をお願いします。

事務局　　それでは、引き続きその 13 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■

■■■、田の 1,500 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 12 年 7 月 31 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■■■■■によるもので、経営規模拡大で日置田案件となっております。

次に、その 14 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■他全 3 筆、畑の 2,032 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日、賃貸借設定で経営規模拡大、もみ物納で反当■■kg、個別案件となっております。

次に、その 15 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■、畑の 691 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

次に、その 16 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、畑の 1,193 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 15 年 4 月 30 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■円で、経営規模拡大で北原牧案件となっております。

次に、その 17 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■他全 3 筆、田の 2,140 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■円で、経営規模拡大で富田町案件となっております。

次に、その 18 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■■■■■さん、申請地は■■■■、田の 701 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月 30 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■円で、経営規模拡大で新田西案件となっております。

次に、その 19 についてご説明申し上げます。
譲受人が■■■■さん、譲渡人が■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、田の 378 ㎡、公告期間は令和 5 年 5 月 1 日から令和 10 年 4 月

30 日、賃貸借設定の 10a あたり■■■■円で、経営規模拡大で個別案件となっております。

その 20 とその 21 につきましては、再設定になりますので説明は省略します。
以上、説明を終わります。

議長　ただいま議案第 19 号について説明がありましたが、質問等はありませんか。

（質疑の時間をとる）

議長　質問はないですか。

山口　１１ページのその 17 は何で３年間なんですか。

事務局　■■さんが高齢というのがあってそんなに長く作れないかもしれないから、３年でいいと言っていて、そんなに５年も作れないかもしれないということで、■■さんから短くという事でした。

議長　ほかに質問はないですか。それでは、質問等もないようですので採決します。
議案第 19 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　挙手全員ですので、議案第 19 号については承認されました。

議長　つぎに、議案第 20 号「農業経営基盤強化促進法第１８条第１１項の規定による農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長　それではその 1 からその 15 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局　それでは、事務局から説明申し上げます。
こちらのその 1 から 15 までにつきましては、農地中間管理事業の

地域及び個別案件となっております。なお、借り手予定者につきましては、23ページの別紙様式第７号の２の配分計画をご覧ください。以上、説明を終わります。

議長　　ただいま議案第２０号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長　　質問はないですか。それでは質問等もないようですので採決します。
議案第２０号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第２０号については承認されました。

議長　　つぎに、議案第２１号「農地法の適用を受けない土地の証明について」を議題といたします。

議長　　それでは、その１について事務局に説明を求めます。

事務局　　それでは、その１についてご説明申し上げます。非農地現地調査資料の１ページになります。
申請人は■■■■さん、申請地は■■■■■■■■、川床地区と黒坂地区との地区堺の■■■■の南隣になります。登記地目が畑の1,311㎡で現況は森林の様相を呈しており、申請理由は議案書に記載のとおりです。説明は以上です。

議長　　それでは、地元委員も兼ねて現地調査の報告をお願いします。

議長　　８番　鬼塚　真理子委員

鬼塚　　８番鬼塚が現地報告いたします。
家のまわりはちょっとでしたけど、周りは本当に森林に覆われて、復元は不可能とみました。以上です。

議長　　ただいま議案第２１号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長　　他に質問はないですか。それでは質問等もないようですので、採決します。

議長　　議案第２１号について、承認される方の挙手を求めます。

議長　　挙手全員ですので、議案第２１号については承認されました。したがいまして、非農地通知書を関係各所に送付いたします。

議長　　以上をもちまして、令和５年４月２７日開会の第４回新富町農業委員会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会いたします。

令和５年　４月　２７日

会　　長　　平下　裕敏

署名委員　　藤井　貞敏

署名委員　　水筑　祐子